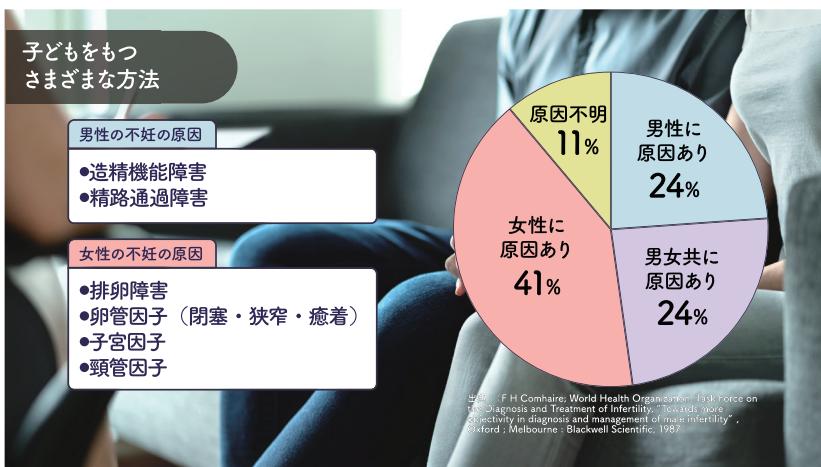
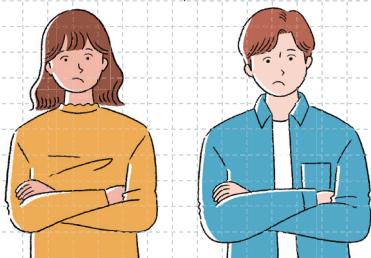


## 高度生殖医療による、妊娠率・生産率・流産率

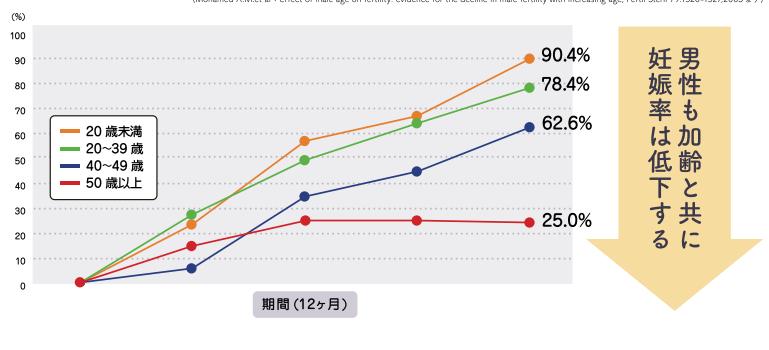


## 不妊の原因は女性だけにある?

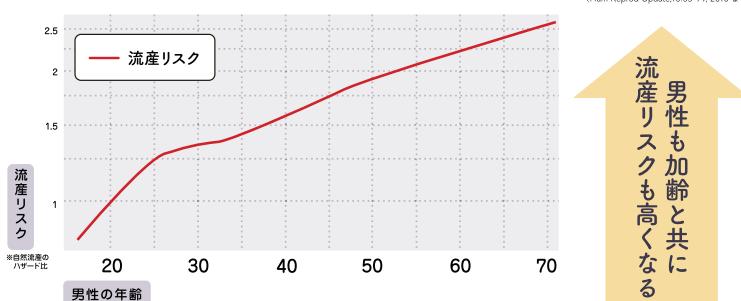


## 男性の年齢別累積妊娠率

(Mohamed A.M. et al : Effect of male age on fertility: evidence for the decline in male fertility with increasing age. Fertil Steril 79:1520-1527,2003 より)



## 男性の加齢と流産



## 里親制度・養子縁組

項目	里親制度	普通養子縁組	特別養子縁組
成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所が管轄</li> <li>里親は都道府県に登録している 25 歳以上</li> <li>原則研修が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村へ届出</li> <li>養親（20 歳以上）と養子の縁組合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養親は 25 歳以上の夫婦</li> </ul>
法律上の親子関係	生みの親：親子関係あり 里親：親子関係はない	生みの親・育ての親：両方とも親子関係あり	生みの親：親子関係解消 育ての親：親子関係あり
戸籍の記載	なし	養子・養女	長男・長女
離縁	一	可能	原則できない
子どもの年齢	原則として 18 歳まで	年齢制限なし（養親より年上は認められない）	原則として 15 歳未満

## 里親制度・養子縁組

項目	里親制度	普通養子縁組	特別養子縁組
成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所が管轄</li> <li>里親は都道府県に登録している 25 歳以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市区町村へ届出</li> <li>養親（20 歳以上）と養子の縁組合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養親は 25 歳以上の夫婦</li> </ul>
※特別養子縁組では子と養親の年齢差の上限が 40 歳から 45 歳差未満であることを条件にしている 団体・自治体が多い（法律上では年齢差について制限なし）			
離縁	一	可能	原則できない
子どもの年齢	原則として 18 歳まで	年齢制限なし（養親より年上は認められない）	原則として 15 歳未満

## 内容

- ① 妊娠や胎児の成長
- ② 子どもをもつさまざまな方法
- ③ 不妊治療や妊娠～子育ての費用
- ④ パートナーとのコミュニケーション

不妊治療や妊娠～  
子育ての費用

### 筆 不妊治療（生殖医療）にかかる費用

女性が 43 歳未満の場合は健康保険を使うことができる（2023 年 11 月現在）

例）体外受精 1 回 約 45 万円 → 健康保険 約 15 万円 ※ 健康保険を使う治療は回数制限あり  
● 保険適応となった治療は、高額療養費の対象となります。

不妊治療や妊娠～  
子育ての費用

### 筆 妊娠・出産・育児にかかる費用と助成制度

妊娠健康診査：14 回以上 → 14 回分は自治体から助成制度あり

出産費用：平均 50.3 万円 → 出産一時金 50 万円支給（2023 年 11 月現在）

マタニティ・ベビー用品（妊娠中に準備する費用）：15-20 万円程度

（厚生労働省：出産費用の実態把握に関する調査研究（令和 5 年度））

不妊治療や妊娠～  
子育ての費用

### 筆 その他の妊娠・出産・育児期に使える助成制度

出産手当金：産前産後休業期間に、健康保険から支払われる給付金

育児休業給付金：育休期間に、雇用保険から支払われる給付金など

※ 助成制度を活用するためには、制度ごとに申請が必要です

## 内容

- ① 妊娠や胎児の成長
- ② 子どもをもつさまざまな方法
- ③ 不妊治療や妊娠～子育ての費用
- ④ パートナーとのコミュニケーション



---

---

---

---

---

### DV・デートDV

## DV・デートDV ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、  
又はあった者から振るわれる身体的・精神的・経済的・性的暴力

身体的暴力だけでなく  
○相手を束縛する・勝手にメールやSNSを見る  
　馬鹿にする・無視をするなどの【精神的・社会的暴力】  
○借りたお金を返さないなどの【経済的暴力】  
○無理やり性行為を強要する  
　頼んでいるのに避妊をしないなどの【性的暴力】  
があります。

---

---

---

---

---

### DV・デートDV

被害者は身体的・精神的に影響を受けていても、  
加害者・被害者の自覚が低い場合がある

相談窓口 全国共通の電話番号『#8008』(ハレレバ)

相談機関 警察署、各市町村、民間支援団体の相談窓口  
女性サポートセンター 043-206-8002  
千葉県男女共同参画センター  
・女性のための総合相談 04-7140-8605(火曜～日曜9時30分～16時00分)  
・男性のための総合相談 043-308-3421(火曜・水曜16時00分～20時00分)  
その他 警察署、各市町村・民間支援団体の相談窓口

2023年11月現在

---

---

---

---

---

### 本動画のまとめ

妊娠後の母体の変化や胎児の成長はわかりましたか?

子どもをもつためのさまざまな方法がわかりましたか?

加齢によって、妊娠しにくくなるということがわかりましたか?

不妊治療や妊娠・出産・子育てにかかる費用についてわかりましたか?

パートナーとのコミュニケーションの重要性がわかりましたか?

---

---

---

---

---

## アンケートへのご協力お願いします



動画のご視聴ありがとうございました。  
動画に対してのご感想お待ちしております。

アンケートご回答の方に専門職（看護師、助産師、公認心理師、保健師、管理栄養士、薬剤師、胚培養士など）と無料でオンライン相談できるチケット3枚のクーポンコードをお渡ししています。  
動画で分からなかったこと、ご自身で気になることは非ご相談ください。



健康福祉部子育て支援課